

第 27 回高岡市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 8 年 7 月 9 日（木） 午後 1 時 25 分から 1 時 45 分

2 開催場所 高岡市役所 803 会議室

3 委員定数 19 人

4 出席委員数（18 人）

1 番	篠原	誠一郎	2 番	山本	誠
3 番	石黒	昇	4 番	杉山	逸郎
5 番	荒木	正昭	6 番	寺嶋	哲
7 番	石王	純子	8 番	山崎	明夫
9 番	山田	元徳	10 番	野原	弘美
11 番	向井	正弘	13 番	山田	正
14 番	川渕	順正	15 番	常木	準
16 番	矢後	暁二	17 番	浦野	智稔
18 番	福田	達夫	19 番	北川	浩一

5 欠席委員 12 番 村上 委千子

6 議事日程

議案第 23 号 農地の権利移動について〔農地法第 3 条許可申請〕
議案第 24 号 権利移動を伴う農地転用について〔農地法第 5 条許可申請〕
議案第 25 号 所有者不明農地に係る公示について
議案第 26 号 特定農地貸付けに関する承認について
報告第 23 号 市街化区域内の農地転用について〔農地法第 4 条届出〕
報告第 24 号 市街化区域内の権利移動を伴う農地転用について〔農地法第 5 条届出〕
報告第 25 号 農地の賃貸借の合意解約について〔農地法第 18 条通知〕
報告第 26 号 高岡市農用地利用集積等促進計画（中間管理事業に係る県公告分）について

7 農業委員会事務局職員

事務局長	大野 洋靖
係長	堀 泰平
主任	石崎 真代

議 長

これより、第 27 回高岡市農業委員会総会を開会いたします。

総会開会にあたり、委員定数及び出席者数を報告いたします。委員定数は 19 名、現在の出席委員は 18 名であります。過半数の委員が出席しておりますので、総会が適法に成立していることを報告いたします。

次に、高岡市農業委員会総会会議規則第 8 条の規定により、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員に、6 番 寺嶋委員、8 番 山崎委員を指名します。

議 長

それでは、これより、議案審議に入ります。議案第 23 号を議題とします。内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 23 号 農地の権利移動についてご説明いたします。

今回は申請件数で 3 件、面積にして 882.00 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

受人の経営面積が 1,000 m²未満の申請番号 3 につきましては、受人から提出された営農計画書を地区担当委員の方にご確認いただいております。

以上 3 件につきましては、地区担当委員の方にも現地調査を実施していただいております。また、許可要件を満たしていると考えられるものでありますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

この案件について補足説明や質疑ありませんか。

(なし)

ないようですので、それでは、この案件について、原案どおり承認してもよいか、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手〕

賛成多数と認めます。

よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長

次に、議案第 24 号を議題とします。

内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 24 号 権利移動を伴う農地転用についてご説明いたします。

今回は申請件数で 1 件、面積にして 10,555.00 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

申請事由は、砂利採取のための一時転用となっており、期間は 24 か月です。なお、転用面積が 3,000 m²を超えるため、常設審議会案件となります。

以上 1 件につきましては、地区担当委員の方にも現地調査を実施していただいております。また、許可要件を満たしていると考えられるものでありますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
この案件について補足説明や質疑ありませんか。

(なし)

ないようですので、それでは、この案件について、原案どおり県知事に進達することとしては如何か、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手〕

賛成多数と認めます。

よって、この案件については、原案どおり県知事に進達することに決しました。

なお、転用面積が 3,000 m²を超える案件となりますので、県知事に進達する前に、一般社団法人 富山県農業会議へ諮問し、その答申を添えて進達することとなります。

議 長 次に、議案第 25 号を議題とします。
内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 25 号 所有者不明農地に係る公示についてご説明いたします。

所有者不明農地制度を活用した利用権設定につきましては、高岡市で初めての案件となりますので、制度についてご説明いたします。

資料 1 をご覧ください。所有者不明農地とは、相続登記がされておらず、所有者が直ちに判明しないなどの状態の農地のことをいいます。通常、農地に利用権を設定する場合は、相続人などの 2 分の 1 を超える同意が必要となりますが、所有者不明農地制度においては、相続人等の過半の同意がなくても一定の手順を踏むことによって利用権設定が可能となります。

フロー図をご覧ください。①担い手から農地を借りたい旨の申出により、②農業委員会が所有者及び相続人を探索します。ここで所有者等が見つから

なかった場合は、③の、今回の議案第 25 号で行う所有者不明農地に係る公示を行います。公示期間である 2 か月の間に所有者等から申出がなかった場合は、④でその旨を農地中間管理機構である県農林水産公社に通知します。これを受けて、⑤で県農林水産公社が県知事へ利用権設定の裁定を申請し、⑥県知事の裁定・公告後に利用権設定が可能となります。

それでは、5 ページの議案第 25 号に戻ります。

地元の耕作者から、戸出西部金屋の田 2 筆、合わせて 2,726 m²の農地を借りたい旨の申出があったため、事務局で所有者の探索を行いましたところ、不動産登記簿上の所有者は既に死亡し、法定相続人も全員相続放棄の手続を実施していることを確認しています。探索では把握できない所有者等がいる可能性があるため、農地法の規定に基づき公示し、農業委員会へ申し出る機会を確保するものです。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

この案件について質疑やご異議ありませんか。

(なし)

ないようですので、それでは、この案件について、原案どおり実施することとしては如何か、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手〕

賛成多数と認めます。

よって、この案件については、原案どおり実施することに決しました。なお、公示に対し所有者等からの申出がなかった場合は、公益社団法人 富山県農林水産公社へその旨の通知を行うこととなります。

議 長

次に、議案第 26 号を議題とします。

内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 26 号 特定農地貸付けに関する承認についてご説明します。

公益社団法人 高岡市シルバー人材センターから申請のあった、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 1 項の規定による特定農地貸付けについて承認を求めるものであります。平成 20 年 7 月に当初の申請があったもので、それ以降は 3 年間の貸付期間満了の都度、更新申請があり、承認しております。今回も貸付期間の満了に伴う更新のため、承認を求めるものです。なお、貸付規程等については、別紙のとおりです。

以上、今回の特定農地貸付けの承認につきましては、対象農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないなど、一定の要件に該当すると考え

るものでありますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
この案件について質疑やご異議ありませんか。

(なし)

ないようですので、それでは、この案件について、原案どおり承認してもよいか、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手]

賛成多数と認めます。
よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長

次に、報告第 23 号から第 26 号について、一括して報告いたします。
内容について、事務局より説明を行います。

事務局

報告第 23 号 市街化区域内の農地転用についてであります。

今回は申請件数で 3 件、面積にして 2,678.00 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

申請番号 3 については、過去に転用手続済の土地であり、当時の申請事由は住宅新築となっておりますが、現在まで住宅は建てられておらず、貸駐車場として利用されてきたことから、実態と合わせるため今回申請があったものです。

これらの案件については、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

続きまして、報告第 24 号 市街化区域内の権利移動を伴う農地転用についてであります。

今回は申請件数で 7 件、面積にして 3,266.00 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

申請番号 6 については、令和 8 年 4 月 10 日（金）に開催された農業委員会総会で報告案件となっていた土地ですが、譲受人変更のため再度申請があったものです。

これらの案件については、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

続きまして、報告第 25 号 農地の賃貸借の合意解約についてであります。

今回は申請件数で 9 件、面積にして 22,911.00 m²となっております。内容

については次ページ以降に記載のとおりです。

続きまして、報告第 26 号 高岡市農用地利用集積等促進計画（中間管理事業に係る県公告分）について説明いたします。

今回の申出は、14 件です。期間別及び地区別の申請件数、面積は表のとおりです。個別の申出内容については、20 ページ以降に記載しております。

これらについては、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

今回の利用権設定及び中間管理事業を反映した流動化率は、22 ページに記載のとおり 42.61%となっております。

以上で報告の説明を終わります。

議 長 これらの案件について質疑ありませんか。

（なし）

ないようですので、それでは、報告については承認することといたします。
本日の議案審議は終了いたしました。

議 長 以上をもちまして、第 27 回高岡市農業委員会総会を閉会いたします。

令和 8 年 7 月 9 日

議事録署名

議事録署名